

# 第 1 6 2 3 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 4 年 8 月 18 日
自	13 時 30 分
至	15 時 55 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### - 公 回 -

#### (議決事項)

第6号 国民スポーツ大会推進教員の認定等について (保健体育課)

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第22号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」  
(第1次試験)の結果について (学校企画課)

第23号 令和5年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考  
試験の実施について (学校企画課)

第24号 教職員の働き方改革の現状について (学校企画課)

第25号 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果概要について  
(教育指導課)

第26号 島根県生徒指導審議会委員の異動について (教育指導課)

第27号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について (文化財課)

第28号 文化財 (登録有形文化財) の登録について (文化財課)

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

### - 非公開 -

#### (議決事項)

第7号 令和5年春の叙勲 (地方教育行政功労) 候補者の推薦について  
(総務課)

第8号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験  
(第2回)」の実施について (学校企画課)

第9号 令和5年度島根県教育職員 (実習助手) 採用候補者選考試験の実施に  
ついて (学校企画課)

第10号 令和5年度島根県教育職員 (理療科教諭・理療科実習助手) 採用候補  
者選考試験の実施について (学校企画課)

\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (協議事項)

第3号 令和5年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

\_\_\_\_\_ 以上資料により協議

(報告事項)

第29号 令和4年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

第30号 島根県手数料条例の一部改正について（学校企画課）

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題
森山参事	公開議題
村本教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
足立総務課調整監	全議題
幸村教育施設課長	公開議題
中西県立学校改革推進室長	公開議題、協議第3号
和田学校企画課調整監	公開議題、議決第8～10、 報告第30号
伊藤学校企画課調整監	公開議題、議決第8～10号
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
徳永保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
津森世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	7 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	林 委員	

## 議決第 6 号 国民スポーツ大会推進教員の認定等について（保健体育課）

○徳永保健体育課長 資料の 1 の 1 ページをお願いします。1 の 1 ページに制度の概要を記載している。

1 趣旨については、2030 年（令和 12 年）に本県で開催予定の第 84 回国民スポーツ大会、愛称「島根かみあり国スポ」においては、男女総合優勝の天皇杯、女子総合優勝の皇后杯の獲得を目指すこととしており、そのためには、更なる選手強化及び競技力向上を図る必要がある。そこで、2030 年の島根かみあり国スポに向けた競技力向上のための指導者体制の強化の一環として、新たに国民スポーツ大会推進教員、略称国スポ推進教員を認定し、人事異動の特例を認めるといった制度を創設しようとするものである。

2 認定について、スポーツに関して優れた指導力、または競技力を有する者であって、島根かみあり国スポに向けて少年選手の競技力向上の中心的指導者となる国スポ推進教員を認定することとしている。

3 配置については、認定を受けた教員が、島根かみあり国スポに向けた強化の拠点となる学校等に配置することとしている。

4 人事異動の特例については、資料に記載のとおり、通常、適用する基準や方針細則を適用せず、強化の拠点となる学校等において継続的に指導に携わることができるように、異動に関し配慮することとしている。

1 の 5 ページをお願いします。2030 年の島根かみあり国スポに向けた競技力向上のための指導者体制の全体のイメージとなる。真ん中から左よりのところに【教員】と記載された枠があるが、指導者体制のうちの教員が担う部分として、従来の特別体育専任教員、スポーツ推進教員に加えて、今回、お諮りする点線枠の国民スポーツ大会推進教員を認定し、さらなる強化の取組を進める予定としている。

1 の 2 ページをお願いします。教員が担う選手強化及び競技力向上について詳しい資料を添付している。従来、高校生の競技力強化に向けては上半分のところに枠の 2 つ並びで記載しているが、未普及競技の強化対策としての特別体育専任教員が 6 人、そして、全国大会で一定以上の成績を収めるなど実績を上げている競技の強化対策としてのスポーツ推進教員が 9 人配置されており、それぞれ枠内に記載している該当の競技について、継続的に指導を行う選手強化等に取り組んでいる。今回は、それらの教員に加え、2030 年の島

根かみあり国スポに向け更なる競技力向上を図るため、国民スポーツ大会推進教員を設置しようとするものである。従来の特別体育専任教員やスポーツ推進教員は、未普及競技や全国大会での実績などを要件として設置しているが、2030年の島根かみあり国スポで天皇杯や皇后杯を目指すために、更に多くの競技で競技力向上を図る必要があるため、そうした要件に該当しない場合でも関係機関などからの推薦に基づいて、2030年までの期間限定で国スポ推進教員として認定し、指導者体制を拡充したい考えである。島根県のこれまでの国体での成績を見てみると、平均して獲得競技得点の3分の2程度が少年種別で占めており、特に高校生が大部分となる少年種別の競技力強化が非常に重要と考えている。こうした教育職員の指導体制の整備強化により、更なる選手強化及び競技力向上に取り組みたいと思っている。

国スポ推進教員に係る制度の詳細については1の3ページ 要綱（案）を御覧いただきたい。第1条 趣旨は先ほど説明したので割愛し、第2条 国スポ推進教員の対象者が特別体育専任教員やスポーツ推進教員と異なり、県立学校のほか市町村立小中学校の教育職員も対象としている。従って、特別支援学校の教員や実習助手、寄宿舍指導員も対象に含まれ、認定される可能性がある。第3条及び第4条は、認定にあたっての手続きなどを定めており、第3条 推薦では、認定を受けようとする者についての事務的な手続きを定めている。なお、県が指定する競技については、1の2ページ、国スポ推進教員の説明の枠の下に【指定競技一覧】として記載をしている。このうち、指定が必要と認める競技を選定する予定としている。第4条 認定では、第1項で教育長が国民スポーツ推進教員の認定することを規定している。なお、認定の期間は第2項により、島根かみあり国スポ開催年の2030年度末までとしている。また、第3項により、認定は1つの競技において男女別で1名程度としており、1の2ページの国スポ推進教員の説明枠内に記載しているように、全体で31名程度を現時点で見込んでいる。ただし、1の2ページの一番下の※で記載しているとおり、特別体育専任教員やスポーツ推進教員の変更などにより指定競技が変更することがあるので、あくまでも暫定的な見込み数であることを御承知いただけたらと思う。第5条 配置については概要の説明と重複するが、この制度で認定された国スポ推進教員は、島根かみあり国スポに向けた強化の拠点となる学校等に配置されることとしている。第6条 人事異動の特例については、これも先ほどの説明と重複するが、通常の異動ルールを適用せず、島根かみあり国スポの終了までは原則として同一校で継続的に指導を行っていただくこととしている。第7条は、認定の解除に係る規定になっている、第

1項の認定期間の満了に伴う解除だけでなく、第2項では指導の実績、勤務の状況等を総合的に考慮し、教育長がその認定を解除する規定も設けている。

なお、1の4ページの附則に記載しているように、この国スポ推進教員は、令和5年度から順次配置していきたいと考えている。国スポ推進教員についての制度の説明は以上だが、先ほど触れた1の5ページに記載の指導者体制について、このたびお諮りする国民スポーツ大会推進教員を含め、教員が担う部分については、核となる指導者として位置付けられ、選手強化及び競技力向上の中心的な役割を記載されている。指導者体制としては、資料の図にあるように、教育職員以外にも、官公庁、民間企業、私立学校等において指導者を確保していただくよう、島根県競技力向上対策本部から働きかけることとしている。

○河上委員 1の1ページの配置についてのところだが、この国スポに向けた強化の拠点となる学校等に配置するとなっているが、既にもう強化の拠点となる学校というのは決まっているのか。

○徳永保健体育課長 現在、拠点となる学校については、重点指定校という形で、競技によっては指定をしている学校があるが、現在の期間が令和3年度から5年度までとなっており、次の指定の時に配慮すると考えている。まだ制度が始まっていないので、認定される方の競技など、その人を見ながら、柔軟に配置、指定をしていきたいと思っている。

○朋澤委員 とてもたくさんの指定競技があるが、今の段階で、先生方の様子とか、雇用ができそうな方々を思い浮かべられたときに、前は明るいか。

○野津教育長 確保の見込について。

○徳永保健体育課長 スポーツ振興課に事務局がある競技力向上対策本部の方で、島根県出身の有望な選手で、帰県の御意向がある方などを、コーディネーターを置いているので、その方を中心に、保健体育課の職員も向上対策本部と兼務がかかっているが、一緒になって、各競技団体とヒアリングを行いながら、そういった方になっていただける予定となり得る方を探しているような状況である。

○朋澤委員 令和5年度から配置というと、けっこう大変なスケジュールだと思う。よろしく願います。

○池田委員 皆さん、一生懸命の中で水を差すようで申し訳ないが、教育の一環としてのスポーツと違いはないので、優勝を目指して勝つためにというプレッシャーになって、認定の解除のところにあるように、実績や勤務状況で認定が解除されるということを考えたら、すごくプレッシャーがかかるのではないと思う。勝つためには手段を選ばないでは



なく、フェアプレイの精神や本来スポーツの持っている素晴らしさみたいなものを子どもたちに教えていける先生方であってほしいと思う。

○徳永保健体育課長 認定に際しては、競技団体や高体連、競技専門部などから意見をいただき推薦することとしているが、認定をされる予定の方の御意向などもしっかりお聞きし、指導に当たっての考え方などヒアリングを行なった上で推薦をしていただき、教育長のもとで認定作業を進めてまいりたい。

———原案のとおり議決

## 報告第 22 号 令和 5 年度島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」（第 1 次試験）の結果について（学校企画課）

○和田学校企画課調整監 資料の 2 ページを御覧いただきたい。令和 4 年 7 月 10 日、日曜日に松江、大阪、東京の 3 会場で第 1 次試験を実施した。結果については 2 ページの資料の表のとおりである。太枠の箇所を中心に小学校から順に御説明する。

小学校は小計の欄を御覧いただきたい。232 名が受験をし、227 名が 1 次合格となった。2 次試験は 1 次試験の免除者 8 名を合わせた 235 名が受験する。小学校は採用予定数も多いので 1 次試験合格者を若干多めにしている。2 次試験で人物評価等をしっかり行いたいと考えている。中学校は 234 名が受験し、198 名が 1 次合格、201 名が 2 次試験を受験する。高等学校は 243 名が受験し、146 名が 1 次合格、160 名が 2 次試験を受験する。特別支援学校は 45 名が受験し、42 名が 1 次合格、43 名が 2 次試験を受験する。養護教諭は 85 名が受験、46 名が 1 次合格、50 名が 2 次を受験する。栄養教諭は 16 名が受験し、8 名が 1 次合格、12 名が 2 次試験を受験する。障がいのある方を対象とした選考は、2 名の受験があったが合格者はなかった。合計欄にあるとおり、1 次合格者の総数は 667 名で、1 次試験免除者 34 名を合わせた 701 名が 2 次試験を受験することとなる。この数は昨年度の数とほぼ同数である。今後の予定を〈参考〉で書いている。あさって 8 月 20 日から松江市内の各会場で 2 次試験を実施する。なお、ここには記載がないが、実施要綱の中でもうたっている新型コロナウイルス感染症など、やむを得ない事情で 2 次試験を受験できないという方については、9 月 11 日に追試験を予定している。現時点で既に 3 名が、追試験をお願いしたいとあるので、追試験を行う予定となっている。2 次試験の結果通知は 10 月 5 日を予定しており、10 月の教育委員会会議の場で御報告させていただく。

———原案のとおり了承

## 報告第 23 号 令和 5 年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○伊藤学校企画課調整監 資料の 3 の 1 ページを御覧いただきたい。1 試験期日等については、出願期間は令和 4 年 9 月 21 日から 10 月 4 日までとしている。試験日は筆記試験を 11 月 8 日に、面接試験は 12 月中旬から下旬にかけて実施としている。

2 試験会場については、筆記試験は島根県民会館と浜田教育センターで、面接試験は松江と浜田の教育センターを予定している。

3 試験内容については、校長職、教頭職ともに筆記試験として学校経営、学校管理、学校教育等に関する論文試験、面接試験においても同様の内容、学校経営、学校管理、学校教育等に関する内容としている。教頭試験については、従来の法規試験と論文試験を統合した筆記試験からの変更となっている。教育法規については、単なる暗記での習得に偏ることを防ぐため、筆記試験での確認を今回は廃止した。管理職としての資質・能力・適性を重視した選考を行い、名簿登載後に教頭としての任用が決定したところで、しっかりと実践的な研修を行う予定である。

4 受験資格であるが、校長職については資料にあるとおり、これまでと同様である。教頭職を 2 年以上経験した者で 59 歳未満が資格となる。教頭職については従来から若干変更している。満 47 歳以上 59 歳未満という年齢の資格に変更はないが、資料のイの②の※に記載してあるとおり、人事異動ルールの区分解消についての条件を少し緩和した。教科によっては人事異動の動きが少なかったり、学校の事情で異動がままならなかったりして、人事異動ルールの区分解消が進まず、管理職として適正のある優秀な人材が受験できないまま年齢を重ねてしまうことがある。今回の緩和によって、優秀な人材の確保が進むこと、受験希望者の増加に繋がることを期待しているところである。

5 選考結果の通知は、年が明けての 1 月下旬となる。

【参考】に県立学校管理職の年度末の退職状況を載せている。

———原案のとおり了承

## 報告第 24 号 教職員の働き方改革の現状について（学校企画課）

○和田学校企画課調整監 資料 4 の 1 を御覧いただきたい。県教育委員会では、平成 31 年 3 月に、「教職員の働き方改革プラン」を作成し、令和元年度から 3 年度までの 3 年間

を重点期間として取組を進めてきた。令和3年度の状況を把握するため、時間外勤務実態調査及び教職員アンケート調査等を実施して、現在集計を行なっている。本日は、教職員の時間外勤務の状況について、御報告させていただく。

資料の4の1ページのとおり、平成30年度から令和3年度までの校種ごとの時間外勤務の状況と全校種平均の状況を記載している。これまでの取組により、全校種とも時間外勤務は減少傾向にあり、令和2年度には、プランでの目標値の全校種平均で月45時間以内を達成している。令和3年度は時間外勤務が更に減少し、全ての校種で月45時間以内を達成している状況である。一方、年360時間以内の目標については特別支援学校では達成しているが、その他の校種では、まだ達成できていない状況である。時間外勤務が減ってきた要因としては現在調査中だが、時間外勤務の客観把握が進み、教職員一人一人が自身の働き方を意識するようになったこと、コロナ対応で学校行事の精選、あるいは削減が進んだことや、オンライン会議の増加によって出張等で研修会場へ移動するために取られる時間等が減ったことで、以前よりも勤務時間内で業務に取り組めることができるようになってきたことなどが、関係しているのではないかとと思われる。今後、調査結果から学校規模別・職種別の状況、時間外勤務の時間数ごとの人数分布など、更に詳細な実態の整理・分析をした上で、11月議会で報告する予定としている。教職員の時間外勤務の状況は、数値的にはプラン策定前より改善傾向にあるが、今後、コロナが収束したときの状況もよく見ていくことが大事であると考えている。引き続き、学校現場の状況をよく見たり、学校現場の声をよく聞いたりしながら、先生方が現場で生き生きと働けるように、更に取組を進めてまいりたい。

資料4の2ページを御覧いただきたい。令和4年度の新規・拡充分の取組について御説明する。働き方改革の取組として、サポート人材の配置やモデル校での研究実践等をこれまでも継続してきたが、今年度は新たな取組として、働き方改革の主な校内リーダー役を養成するため、リーダー養成研修を実施している。対象校は小学校5校、中学校5校、高校4校、特別支援学校1校の計15校で、9月から1月までの毎月計5回の研修を行う。研修の内容は、県教育委員会が働き方改革プランパッケージから継続的に指導助言をいただいている「先生の幸せ研究所」澤田真由美所長を講師に招いて講話をいただいたり、演習を行ったり、さらには、参加者同士による情報交換等の研修を予定している。研修参加者は研修を継続しながら、各校での働き方改革に取り組んでいただくが、その際「先生の幸せ研究所」からの支援を受けながら、取組を進めていくこととしている。この

取組を今後も継続し、学校現場の働き方改革推進のための組織体制づくりをより進めたいと考えている。

(2) 県立学校長研修についてである。県立学校においては、自校の目指す学校像や育成したい生徒像の実現を図り、学校教育活動を体系化した基本構想であるグランドデザイン達成と働き方改革推進をテーマにした校長対象の研修会を実施したいと考えている。その研修はオンライン開催とし、「先生の幸せ研究所」澤田所長に講師を依頼し、講話を行った後、演習等を行うこととしている。

(3) 県立高校寄宿舎における外部舎監配置の拡充についてである。4の2ページ下の方に示しているとおり、県立寄宿舎及び「みなし寄宿舎」における舎監業務について、基本的には教員ではなく、外部舎監により実施できるように進めてきている。表にあるとおり(1)から(5)まで、それぞれの対応状況を示しているが、完全移行とする学校、時期が未定の学校、完全移行はしない学校と現状が様々である。4の3ページに懸念点や課題、それへの対応策等を記載しているが、生徒指導上及び緊急対応等の観点から、一定程度は教員による舎監業務が必要である。寄宿舎の運営が学校運営に直結するといった課題があり、関係者による密接な連携や外部舎監のスキルアップ、緊急時の対応や連絡体制の構築が必要と考えられることを受けて、7月には舎監業務についての研修用スライドを作成し、各校で活用して外部舎監を確保するための取組を進めている。引き続き、教員の負担軽減を図るため、外部舎監配置の拡充に努めていく。

3 今後の予定である。調査結果から、時間外勤務の詳細な実態を整理・分析するとともに、別途実施した教職員アンケートの結果や個別のヒアリングなどを踏まえて、令和元年度から3年度までの重点期間における取組の成果や課題等の検証を行い、令和5年度以降の取組の方向性も含めて、今後11月議会を目途に報告をする予定としている。

○林委員 働き方改革についてであるが、ここに挙げている取組もそうだが、部活動のあり方という関連が出てくるかと思う。昨年度から部活動のあり方については、モデル校も指定されて、今年も新たに取り組みされているが、ここであまり部活動のことについては触れられていないが、あまりこちらでは部活動の取組は挙げておられないのか。

○和田学校企画課調整監 働き方改革の部活動の関係というのは非常に大きいと思うので、今回の報告の中には触れていないが、引き続き、効果検証と部活動指導員の配置ともこれまでもやっているが、引き続き継続、調査・研究しながら、更に取組を進めていきたいと考えている。

○原田委員 様々な取組をされていてありがたいと思っている。いろいろな取組によって、現状での時間数が明らかに減ったという形は分かるが、学校の評価をいただいたときに、時数は減っているが、先生方の気持ち的に疲労感が残っている。それぞれの先生の感じ方は100人違うから受け取り方が違うと思うが、なぜ、そういうふうに物理的に減っても気持ち的には減っていない、しんどい、多忙だというところが、読ませてもらって、すごく気になった。昔からあったと思うが、感じ方がそれぞれ違う先生方が、どうしたら充実感を持たれたり、やりがいを持って教育に携わる姿勢を核としてあったら私はいいのかなど。そこを大事にしたいという気持ちがある。もちろん、時数は大事で、時間が減ることは大事だが、そういうことは教師としてのやりがい、先生っていいなど。少しの過重があってもそれをあたりまえというような先生方は昔、たくさんいらっしやった。舎監を外部舎監に頼んだことは決まっていることなのでよい。頼むことはとても大事なことだが、生徒の舎監として、入ったときの子ども様子、学校で見られない姿をみることも、教師にとってみたら、やりがいの一つであったのではないかと思うと、やりがいという部分にメスを入れながら、なかなか難しいと思うが、関わっていくことで一人一人の先生が教師っていいなという思いは子どもたちに伝わるし、その子どもたちが教師を目指そうというような形で繋がっていくような、うまいことができたらいいと思った。これは感想である。

○和田学校企画課調整監 教職員アンケートということで、サンプル調査もしている。そちらの内容も含めた形で方向性を示す際に、先ほど委員から言っていた点を踏まえながらどういったことができるのかというところを改めて検証した後で、方向性として、お示しできればと思っている。

○河上委員 本日の新聞に掲載されていたが、全国的に教員の休職者が多数出ているということで、県内の状況、休職者の数の状況はいかなものか、分かれば教えていただきたい。

○舟木福利課長 昨年の実績でいうと、島根県においては病気の休職者が50名、そのうち精神疾患が31名である。直近の3年間をみても、大体同じような人数で推移している。

○河上委員 県内の教員不足の課題もあるので、生徒に影響が出ないように、今後の取組や御対応をしっかりとしていただきたい。よろしく願います。

○池田委員 先ほど、原田委員も言われていたが、生の声、教職員の方たちのアンケート調査、自由記述もあると思うが、そののところが知りたいと思う。鳥取県の採点システム、コンピューターでやるのが取り入れられて、2時間採点に使う時間が40分減ったと

言っておられたが、本当の教育のあり方というのは、採点を見ながら、どこでつまづいているのだろう、ここがわからなかったのかというのを先生方が理解し、対応していくのが本当の姿であろうと思うが、そんなのを機械に任せていいのかと思った。丸付けや印刷などをサポートするスクールサポートがおられるが、機会的に丸付けだけをしているのだろうかと思う。ただ、私の娘も教員だが、隠岐は規模によって、その先生の配置がない。そういう方がおられたらありがたいと言っていたので、どうなのだろうと思う気持ちもある。原田委員が言ったように、子どもの成長などが実感できれば、やりがい、働きがいも充実感も、先生はとても感じる職場だと思うので、そういうことを大事にしながら、時間がどれだけ減ったかだけではなく、このアンケートを是非見せていただいて中身を知りたいと思う。

○和田学校企画課調整監 アンケートの中で自由記述の欄を設けており、今、調査を集計中なので、先ほど言っていたような声が上がっているのかを含めた形で、抽出させていただきたいと思っている。採点システムについては、かなり全国的にもそういう波が来ている状況なので、今、本県としても、どういう形なのかという研究は始めている。そこもしっかり見ながら、どうしていくかは検討していきたいと思っている。もちろん勤務時間の縮減だけではなく、先生という職業はやりがいのある職業で、先生になりたい人たちを増やしたいという気持ちで取組を進めているところである。教員の確保と働き方改革をセットでしっかり進めていきたいと思っている。

○朋澤委員 時間はとてもいい具合に削減されて、先生方の御自分の時間を確保されるような流れになって、ありがたいと思うが、先ほど、気持ち的にもなかなか職場に行けない先生方がおられるという話の中で、憶測であるが、対子どもというもだが、保護者対応という部分で、うまく担任の先生だけでは解決できなかつたり、行き詰まられたりするところもあるのかなと思う。これは、やはり管理職の先生が、しっかり担任の先生をフォローしてくださって、よく教頭先生などになられる選考試験の面接で、学校に来られないお子さんや保護者の対応はどのように対処しようと思われるのかと質問したときに、やはりチームでと皆さん面接するとき言われる。現場でチームでということを経験した先生がしっかり認識をしてくださって、学校内の運営をしてくださるような管理職研修を今一度しながら、1人の先生が担われると、しんどいことというのが学校の中で、学習指導以外のところが、しんどさとして挙がることもあるのではないかなと思うので、そのあたりも働き方改革内とさせていただいて、お願いできたらと思う。

○和田学校企画課調整監 保護者対応等で苦勞している若い先生方というのは、実態としてあると思っている。やはり学校組織として、しっかりその若い先生や指導に悩んでいる先生方をどう支えていくかという点は大事であると思っている。今後、管理職研修など、様々な研修の場で、そういった視点のことを何か取り入れられないかという検討はしていきたい。学校全体で、しっかり先生方の悩みを支えていくというところをやっていききたいと思っている。

———原案のとおり了承

## 報告第 25 号 令和 4 年度全国学力・学習状況調査の結果概要について（教育指導課）

○佐藤参事 今年度実施した全国学力・学習状況調査については、7月28日、文部科学から結果の概要が公表された島根県の結果についてその概要を報告する。ポイントを絞って説明する。

5の1ページを御覧いただく。Ⅰ 調査の概要について、目的は児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果や課題の検証、改善を図ることや、学校での児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること及び継続的に検証改善する仕組みにしていくことに目標がある。対象は小学校6年生、中学校3年生に相当する全児童生徒である。実施日は令和4年4月19日である。調査の内容については、教科に関する調査は例年行う国語、算数・数学に加えて理科の調査が行われた。理科の調査は前回平成30年度に実施され、4年ぶりの調査となる。また、質問紙の調査も例年どおり実施している。公立学校で実施した学校数、児童生徒数については、小学校が198校、5,236人。中学校は94校、5,234人である。なお、中学校については、ごく小規模の学校で欠席者があり、実施率は97%となっている。

5の2ページを御覧いただく。Ⅲ 教科に関する調査の結果について説明をする。

1 結果の概要を島根県と全国の正答率との比較で枠内にまとめている。全体の正答率を見ると、①小中学校の国語、理科ともに全国平均並み、②小学校算数、中学校数学では全国平均を下回っている。③から⑧については後ほど説明する。

2 各教科の平均正答率で小中学校ごとに教科ごとでまとめた。全国との正答率の差は表のとおりである。文部科学省からは、県平均は整数値、全国平均は少数値で提供されており、±2ポイントまでの差で全国並みと判断してよいとされている。このことから、小学校算数と中学校数学以外の教科は全国並みと言えるが、小学校算数、中学校数学は

全国平均の水準を下回ると判断できる。5の3ページに経年変化をまとめている。中学校国語以外は、全国との差は依然マイナスである。調査結果や問題の内容が異なるので、単純に比較することはできないが、下の段、右側の中学校理科を除く全ての教科では、全国との差は、前回調査よりは縮まっている。

5の4ページを御覧いただく。ここから教科ごとに、より詳しい状況をまとめている。

まず、小学校国語。はじめに資料の見方を説明する。枠内アルファベットA、Bは、令和3年度に実施した県学力調査で見られた課題である。今年度の状況では、黒ポツで今回の結果概要、白丸数字で成果、黒丸数字で課題をまとめている。真ん中の正答数分布グラフを御覧いただくと、正答数とその人数の割合を図示したもので、棒グラフが島根県のグラフ、折れ線が全国のグラフとなっている。左のグラフが今回の結果で、小学校国語では一番右のポイントが正答数14問の全問正解。左にいけばいくほど正答数が少ないグラフとなっている。御覧いただくと、正答数の多い層の割合が全国より少ない。グラフの右側では棒グラフが折れ線グラフよりも下にある。正答数12から14の人数の割合が小さいことがわかる。参考として、右隣は、令和3年度の結果のグラフを載せている。2分類・区分別集計結果を見ると、学習指導要領の内容のうち、知識及び技能、我が国の言語文化に関する事項は、全国差が+4.4点で全国を上回っていることが分かる。2ポイント以上、上回っているものが白丸を、2ポイント以上下回っている場合は白三角を表示している。

小学校国語での課題は文学的な作品の全体像をとらえたり、表現の効果を考えたりすることや、文章遂行の視点観点で捉えることなどが挙げられる。

小学校算数である。5の5ページ左側の分布グラフを御覧いただく。グラフの右側、正答数の多い人数の割合が小さく棒グラフが折れ線グラフより下にある。また、グラフの左側、正答数が少ない部分では、棒グラフの折れ線グラフより上にあることがわかる。この後の説明、小学校の理科や中学校の全ての教科で同じ状況がある。こうした状況は、はじめに示した全国の平均正答率の差として表れている。分類・区分別集計結果をみると、データの活用以外は全国を2ポイント以上下回っており、特に図形の領域に大きな差がある。小学校算数の課題は、学んだ算数の知識を実際の生活の場面で適切に適應できることや日常の場面で目的に応じて、数を処理する方法を考えたり、数学的表現を用いて筋道を立てて説明することなどがある。

5の6ページを御覧いただく。小学校理科は、全国平均を1.3ポイント下回っている。



分類・区分別集計から、特に地球領域で全国を下回っている。課題として、観察結果等を見通して考察することに改善が見られる一方で、気づきから問題を見いだすことや、学んだ知識を身近な現象に当てはめて活用することなどが課題として挙げられる。

5の7ページを御覧いただく。中学校国語は、県平均の正答率は全国平均と同率の69%である。分類・区分別の集計結果も全ての内容で全国並みであった。漢字を正しく書くといった課題の改善が見られる一方で、意見の根拠を明確にしたり自分の考えをわかりやすく伝えるよう工夫したりすることが依然課題としてある。

5の8ページを御覧いただく。中学校数学は、分布グラフで、全国に比べ10問以上の正答率が少なく、折れ線グラフよりも下に、左にずれた形で棒グラフの山があり、正答率の低いことが分布からも表れている。分類・区分別の状況についても全国を下回る領域が多く、関数の分野で、変化や特長を見つけ式と関連付けることや、「数と式」「図形」では依然根拠をもとに説明することに課題がある。

5の9ページを御覧いただく。中学校理科である。県平均の正答率は、全国を1.3ポイント下回っている。分野・区分別集計結果は全ての領域で全国並みであった。小学校理科と同様、知識を他の場面で活用できるようにすることなどに課題が見られる一方で、前回の課題であった自分の考えを表現することや、結果を分析して解決することなどは改善されている。

各教科、課題があるが、全てで共通する特徴をまとめてみると、基礎的・基本的な知識量の定着については、学習目標にあり、細やかな指導により定着が図られている。その一方で、知識技能を実生活の様々な場面に活用する力や課題解決のために、自ら問いや解決の構想を立てて実践し、評価、改善する力については、全ての教科に共通して課題として挙げられる。

質問紙の分析について説明する。5の10ページを御覧いただく。質問紙調査では、参加した全ての児童生徒と学校の校長が質問に対応している。その結果から、学習への取組の状況を把握するものである。はじめに全体の傾向を申し上げると、全国と比較して、一部の内容について課題がはっきりしているものがある。多くは概ね全国並みという状況にある。また、一部には全国の結果を上回るものもあり、更に小学校・中学校の校種によって状況が異なっていることもある。具体的内容についての分析は、結果を3つの視点で整理している。1つが授業の質の充実、2つ目が家庭学習の充実、3つ目が地域に関わる学習の充実についてである。これらの視点は、令和3年度から進めている県の

学力育成推進プランの取組の柱に掲げた項目で、プランに基づいて、今後の学力育成の取組を効果的に進めるために、このように整理している。5の10ページ、11ページでは、実線枠内に昨年度の県学力調査の結果から見られる課題を3つの視点でそれぞれ枠内でまとめている。その枠に続いて、その課題が改善されているかを把握するための今回の質問紙の調査の問いを、まとめて白丸の番号で列挙している。

5の11ページからの2 課題の改善状況と最後のV今後の対応で合わせて説明をさせていただきます。これから示すグラフについては5の12ページを御覧いただきたい。青色の棒グラフについては児童生徒への質問について。5の14ページに緑色の棒グラフがある。これは学校への質問について緑色で表している。各年度の質問の肯定的回答の割合を5年分経年で並べて棒グラフで表示している。中には昨年度から、あるいは今年度からの項目もあり、質問項目がなかった年度については表示していないものもある。まず、授業の質の充実についてお話しする。5の12ページの最初のグラフを御覧いただく。話し合いの活動についてである。①の質問紙、学級の友達の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができるかという問いについて、肯定的な回答した児童生徒の割合をグラフで示している。御覧いただくとわかるように、小学校では全国をやや下回る数字、中学校では、全国を上回る水準で推移している。授業での児童生徒の学びについて、続く4つの問で同様の状況が見られる。②は授業に主体的に取り組む態度、③の質問項目では、授業で自分の考えをまとめる活動、④の質問項目では、授業と自分の学びとのマッチング。5の13ページの⑤の質問項目では、学びの見直しや見直しといった項目として取り上げられている。これらについては、全て肯定的回答は、小学校では全体を下回る水準、中学校では全国を上回る水準で推移し、経年変化でも増加している傾向にある。こうしたことから5の11ページに戻っていただき、点線枠の中で3点ほどまとめている。1つ目、児童生徒は話し合い活動や課題解決の活動に前向きに取り組んでいる状況が伺える。引き続き話し合いの質を高め、話し合う目的、あるいは話し合える視点を具体的に提示して明確にすることや、児童生徒の個人の考えを表現する時間や機会を十分に設けることなど、指導の工夫が必要と考えられる。2つ目、各教科で学んだことを生かし、自分の考えをまとめる活動をしている児童生徒が増加していることから、引き続き、学年や単元の間で系統性や関連性をしっかり意識し、学んだ知識や技能を繰り返し活用する場面を設定するなど、指導の工夫が必要と考えられる。3つ目、引き続き、児童生徒にとって個別最適な学びとなるように授業を工夫すること

が重要であり、児童生徒の学習改善が進むように適切な助言をする必要があると考えられる。

5の13ページを御覧いただきたい。家庭学習の充実についてである。⑥の質問事項。平日授業以外でどれぐらいの時間、勉強するかという問に対して、1時間以上と答えた児童生徒の割合は、小学校で全国平均を上回る一方で、中学校では全国平均を大きく下回っている状況が以前続いている。また、小中学校とも経年で減少している。⑦の質問項目、自分で計画を立てて勉強しているかという問いへの肯定的回答率は、小学校では全国と同程度、中学校では全国を上回っている。小中学校ともに前回調査から減少しているが、家庭学習へ向かう基盤は、あると考えられる。5の14ページを御覧いただく。一方、学校側の取組として⑧の質問事項、家庭学習の具体的な指導については、肯定的回答率は、小中学校とも93パーセントを越えている。また、⑨の質問、家庭学習の課題を、指導や学習改善に生かしているかという問いに対しては、小中学校とも全国集計を下回っており、家庭学習の課題を、その後の授業や指導に生かしていないことがわかる。この結果から、5の13ページの点線の枠内にまとめている。1つ目、平日の授業以外の学習機会の充実について、中学校では依然として課題がある。引き続き、家庭学習を意識した授業を展開することや個別の興味関心課題に関して、総じて家庭学習が工夫できるよう、家庭学習の充実を図る必要がある。2つ目、児童生徒の家庭での学習方法について具体的にアドバイスするなど、学校と連携して意識的に取組が進められており、児童生徒の計画的に家庭学習を進めていることから、児童生徒一人一人の課題への取組の状況を十分把握して、教員の指導改善や児童生徒の学習改善に生かしていく必要がある。

続いて、地域に関わる学習の充実について説明をする。5の14ページを御覧いただきたい。島根県では、教育の魅力化の取組の中で総合的な学習の時間などにおいて、地域と連携した探究的な活動が進められている。⑩の質問項目、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め、整理し、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいるかという問いに対して、小学校では今回全国を下回り、中学校では全国を10ポイント上回って、増加している。一方で、5の15ページの⑪の質問項目、今、住んでいる地域の行事に参加しているかという問に対して、小中学校ともに引き続き、全国を上回っているが、この3年間で10ポイント減少している。コロナ禍にあって、行事が開催されなかったり、参加できなかったりすることが多く、大きく減少していると考えられる。⑫の質問、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるかという

問いに対して、小学校で全国を下回り、中学校では全国より高い傾向にあるが、ともに減少している状況である。こうした結果から、5の14ページの点線枠を御覧いただきたい。1つ目、総合的な学習の時間で、探究の過程を意識した指導が進められているが、課題を自分事として捉え、解決に向けて主体的に関わっていけるよう工夫する必要がある。2つ目、地域での行事に参加するなど、地域との連携を更に進め、地域での経験や地域にある素材を各教科の学習で取り上げ、より興味関心を持たせるとともに、逆に学びを地域や社会に生かす意識を高める必要がある。その他の質問項目について2点説明する。5の15ページを御覧いただく。まず、テレビゲーム、SNSや動画視聴についてである。⑬の質問項目、平日1日あたりテレビゲームを何時間するかという問いに、2時間以上と回答した割合は小学校で増加して5割を超えて全国を上回っている。中学校では減少し、全国を下回っている。ただし、児童生徒のほぼ半分が1日2時間以上テレビゲームをしている。長時間ゲームをする人数の割合が多く、学習時間を上回っている状況にある。5の16ページ⑭の質問事項、平日1日当たりSNSや動画視聴を何時間するかは、今回、新規の調査である。この問いに対して、1日2時間以上と回答した割合は、小中学校ともに全国を下回っている。中学校については、テレビゲームと同程度の時間、SNSや動画視聴をしていることがわかる。このことから、スマートフォンの利用方法や利用時間を含め、家庭と実態を共有しながら、更に連携を深めて、指導に当たっていく必要があると考えている。次に教育課程の改善についてである。⑮の質問事項、指導経過に当たって、各教科等の強化内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列しているかという問いに対して、中学校で大きく減少し、全国を下回っている。また、⑯の質問項目、前年度までに、近隣等の小中学校と教科の教育課程の接続や教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行ったかに対して、小学校とも減少し、全国を下回っている。特に小学校では、15ポイント以上減少している。これらのことから、特に中学校において、学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、教育課程を厳選・評価・改善を図る時点のPDCAサイクルを確立することに課題がみられ、改善する必要がある。また、地域の教育の質を担保するため、小中学校が連携して教育課程の接続や共通の目標設定等の取組を設けることで、児童生徒にとって系統性・連続性のある学びを保証していくことが求められる。以上が質問紙の回答の分析である。

今後の対応について5の17ページを御覧いただく。これまで説明した状況分析を踏ま

えて、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して、改善への取組を進めたいと考えている。青の背景で示した部分が、学力育成プランで示した基本的な考え方である。これを、これまでも整理した3つの柱のもとで進めてまいりたい。まず、学力育成の中心は何といっても学校の授業である。この授業の質の充実が進まなければ、状況が改善されないと考えている。その際、学校での取組の重点として、児童生徒が意欲的に課題に向かい合うようにすることや生活の場面や地域の素材から学びの種にしていくこと。逆に、学びを生活の場面や地域の中で生かすといった、更に学びたいという思いを広げていけるような仕掛けをしていく必要があると考えている。各学校では身につけたい資質能力を明らかにし、授業目標等を見つけること。我々知識の繰り返し活用する場面を設定すること。さらに、授業での話し合いの質を高め、目標・目的や視点を明確にして、児童生徒一人一人が最後まで話しきって自分の考えを表現するまでを確保することに重点を持って、取り組んでいきたいと考えている。2つ目の家庭学習をもとにした授業、あるいは授業を踏まえた家庭学習といった、家庭学習の内容を見通した授業を展開すること、児童生徒一人一人が自分に合った学習方法を生み出すことができるよう、教員が児童生徒の学びの実態を丁寧に把握し、教員間で共有して教員の指導改善や児童生徒の学習改正を行っていくことに重点を置いて取り組んでいきたいと考えている。3つ目、地域に関わる学習の充実については、ただ単に地域での行事の参加など、体験だけにとどまらず、児童生徒一人一人が、自ら課題を見つけられるようにすること。解決への筋道を見通しながら、児童生徒自身が様々な解決方法を考える姿勢を大切にすることに重点を置いて取り組んでいきたいと考えている。課題を共有し、こうした取組を進めるために、県教育委員会としては、課題に基づく今後の指導改善のポイントについて説明動画や各評価等の指導の重点、今回調査の分析を踏まえた授業チェックリストを作成して各校に配布し、活用を進めていきたいと考えている。また、学校も資料や研修において、組織的な授業改善を進められるようにしていきたいと考えている。今後、そのような各市町村や学校での分析結果を共有しながら、課題の解決に向け、市町村と連携を図りながら、取組を進めたいと考えている。

○朋澤委員 とても細かく分析をしていただいて、わかりやすく説明していただいた。最後の5の17ページのようにまとめていただいているが、この紙面自体は、これからどこかに出されるのか。

○佐藤参事 この紙面と同様のものとは言えないかもしれないが、資料としては、最後

に説明した説明動画の添付資料等として、あるいはより具体的にこの重点度という形で冊子にまとめて、各教員の手元に届くようにしていきたいと考えている。

○朋澤委員 各教員ということは、先生方全員に届くということか。

○佐藤参事 各小学校中学校であるので、各市町村教育委員会にお渡しした上で、配布するかは市町村教委の判断になるが、配布していただくよう、依頼をこちらから求めていくことになると考えている。

○朋澤委員 すごく分析結果は分かったが、先生方がこの示してくださったものを、具体的に学習指導につなげていかないと結局何も変わらない。さっきの働き方改革と一緒に考えたときに、本当にとっても膨大な仕事量になると思いながら聞いていた。それを踏まえて、5の17ページの2のところ、学校訪問指導及び教職員研修と2つ、授業改善の組織的な改革、働きかけというところがあるが、実際に学校訪問指導はどなたがされるのか、また、教職員研修等の研修計画というはどこがたてられるのか。

○佐藤参事 今後の指導については、主に小中学校については、教育事務所の指導主事、各市町村の担当している者が中心に出向いて指導していく。それでも人員が足りない場合には、県教委がサポートしながら、指導主事が今年から出るようにしている。研修の計画は、教育センターと協力しながら、研修のプログラムを毎年見直しながら、この学力学習状況調査を踏まえた上で、研修内容を構成している。

○朋澤委員 教職員研修等の計画というのは、本当に円滑にしておられるように伺ったが、島根県の先生方の、いろいろな研修の出席率は、小・中学校どうか。

○佐藤参事 実際には、悉皆といわれる、必ず各学校から来てもらったり、テーマ別研修といって、これもある程度義務的に、悉皆できてもらっているのは、当然100%の状況になっている。ただ、近年みられるのは、能力開発別研修という、自分のニーズに応じて、自己選択しているものについては、講座によっては実は少し人数が少ないという状況が最近生まれている。当然そういう余裕が現場にないことや、ちょうどオンラインが主流になっているので、やはり対面を好まれる方もおられたりということもあって、少し、ここ近年のところでは能力開発の講座によって、少し充足していない講座があると捉えている。

○朋澤委員 研修については、今、コロナの関係で、現場で受けることも多くなった。対面が好きな先生も確かにおられると思うが、研修自体は受けやすいような状況にもなりつつある。島根県は移動時間が長いので、先生の移動時間をなくして研修が受けられると

いうのは、このコロナ禍においてよかった点と思っている。そのあたりをうまく使った  
ただき、移動等に割かなければいけない時間を研修に充てていただいて、しっかり学んで  
いただけるようになればいいと思う。

○村本教育センター所長 今、おっしゃっていただいた教職員の研修をやっている。今、  
御指摘いただいたとおり、このコロナ禍でなかなか集合が難しく、やむなくオンライン  
でやったわけである。3年目になるが、オンラインはオンラインで、今言っていたい  
たようなメリットもある。どうしても集合でやらなければならないというものもあるが、  
これはかなり精査できてきた。今の状況ではなかなか皆さん集合してというわけにいか  
ないが、各学校の校長先生からの要望の中で、コロナ禍が終わった後の研修の体制につ  
いて、学校を空けることが時間的に少なくてすむ。今おっしゃっていただいたようなオ  
ンラインを使ってほしいという要望も伺っている。我々も利点を生かして行ってオンラ  
インや、自分の都合のいいときに見ていただくオンデマンドと組み合わせて、今までと  
は違う研修のあり方を検討しており、今後も続けていこうと思っている。

○河上委員 5の15ページのところだが、授業日の家庭でのテレビゲームの利用時間につ  
いてであるが、小学校で年々増加しているという状況があるが、このテレビゲームの  
時間を、是非、家庭学習の時間に変えるような方策として、1人1台端末を利用した家  
庭学習のあり方が、非常に今後期待されるころだと思う。まだまだ実態としては、家  
庭で端末を持ち帰って、Wi-Fiにつないで学習に結びつけるというような、実際、活用さ  
れているのが状況としてはどうなのか。聞くところによると市町村にもよるが、なか  
なかWi-Fiが各家庭で整備されていないという実態が非常に多くて、全員が端末を持ち帰  
っても、なかなか活用しきれないという状況を聞いている。是非、県としても支援をし  
ていただければ、もっともっとテレビゲームから子どもたちが興味を持った端末を利用  
した学習に変えていけるのではないかと思うので、整備をよろしくお願ひしたい。

○佐藤参事 委員御指摘のとおり、市町村によって温度差があるといった実態がある。  
中には、端末がWi-Fiに接続ができず、オフラインのまま中に教材を入れて、端末を  
持って帰る事例もあり、いろいろ工夫されている段階でもある。それに対して、県とし  
ても可能な限り支援をしていきたいと思う。

○林委員 毎年同じようなことを言っている。先ほど河上委員が言われたSNSやゲー  
ムの時間を、家庭の学習にと。例年、1日当たりの授業以外の学習時間が1時間に満た  
ない、ずっとこれ、多いままである。やはり家庭の中での保護者の役割、力というか、

御理解が非常に大事なのではないかと思っている。5の17ページのところにも家庭学習の充実のところには家庭との連携とあるが、各学校でも保護者にお願いをしたり、こういったアンケート、おそらくほとんどそれがなされている。なかなか親御さんの熱心さの差があるのではないかなと思う。やはり学校だけに委ねるのではなく、全ての生徒の保護者さんが、家の中で学習を高める協力ができることが簡単にできればいいが、何か具体的にもっとこれを考えていくべきではないのかと思う。

○佐藤参事 現在、小中学校の方では、しまね学力育成プロジェクトというのをやっている。その中でもこの学習の家庭学習について挙げられたり、あるいは協議の中に、保護者の方も入っていただいているので、今後は、ある程度学校で言えない部分を行政の方でどうやって発信していくか、強く発信できるかということも少し今回、勉強させていただいて、動きを取っていかれたらと思っている。

———原案のとおり了承

#### **報告第26号 島根県生徒指導審議会委員の異動について（教育指導課）**

○野津子ども安全支援室長 このたび、島根県生徒指導審議会委員に1名の異動があった。新たに任命となったのは、繁浪均委員である。任期は、令和4年7月20日から令和6年3月31日までである。

6の2ページを御覧いただきたい。本審議会は、人権擁護の立場から、専門的な知見をいただくため、島根県人権擁護委員会連合会から推薦を受けられた人権擁護委員の方に参画いただいている。先般、改選があったことに伴い、本審議会の委員の異動があったものである。

———原案のとおり了承

#### **報告第27号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について（文化財課）**

○中島文化財課長 7の1ページをお願いする。博物館の運営に関して、館長の諮問に応じて御意見をいただき、古代出雲歴史博物館協議会委員の改選を行ったので報告する。委員の任命については、参考の一番下、島根県立古代出雲歴史博物館条例の第20条第2項の規定により、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験者の区分から任命することとなっており、定数及び任期については、第3項及び第4項のとおり、15人以内、2年となっている。このたびの改選では、1 任期は令和4年7月21日から2年間である。委員



の任命に当たっては、条例の規定による部分のほか、3 委員構成の（1）から（3）のとおり、多様な御意見をいただけますように、バランスを考慮している。このたび、任命した委員の皆さまは、7の2ページの名簿のとおりである。委員14名のうち、名簿右端に新任の欄に丸を付けた。1 島根県社会科教育研究会会長の陶山委員、3 神社ガールズ研究会会長の河野委員、6 出雲市荒木コミュニティーセンター長の原委員、12 焼火神社宮司の松浦委員、14 NHK松江放送局長の増田委員、以上5名の方を今回新たに委嘱した。

———原案のとおり了承

### 報告第28号 文化財（登録有形文化財）の登録について（文化財課）

○中島文化財課長 8の1ページをお願いします。7月22日に開催された国の文化審議会において県内の建造物について、有形文化財とするよう、答申があったので報告する。今後官報告示を経て正式な登録になる。

1 名称は、新比恵家住宅主屋である。

2 概要については、（1）から（5）のとおり、所在地は益田市北西部の海岸沿いに位置する小浜町、所有者は個人、大正9年頃に建てられたが、木造2階建て瓦葺の建物で、建築面積は253㎡である。新比恵家は明治から大正時代にかけて、当主が村長などを務めた旧家で、主屋の2階部分は天井が低い、つし2階建ての入母屋造平入り構造となっている。外壁は左側の写真にあるとおり、潮風から建物を守るため、2階から軒裏まで漆喰で塗り込められており、石州瓦の赤とのコントラストが鮮やかな外観を見せている。また、南東に設けた玄関と西側の座敷との間に、右側の写真にあるとおり、賓客を招き入れるための貴人口を備えるなど、重厚な構えの住宅となっている。

3 評価については、日本海沿いにある、かつて漁業で栄えた小浜の集落景観を代表する建造物であり、登録基準（1）国土の歴史的景観に寄与しているものに該当するものと評価された。この基準については次の8の2のページに参考として記載しているが、説明は省略する。

8の1ページをお願いします。4 登録の件数については、本件が登録されると、益田市内で11件、県内では208件となる。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第7号 令和5年春の叙勲（地方教育行政功労）候補者の推薦について（総務課）

——原案のとおり議決

議決第8号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」の実施について（学校企画課）

——原案のとおり議決

議決第9号 令和5年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○伊藤学校企画課調整監 資料11の1ページを御覧いただきたい。まず、1の目的については記載のとおりである。

2 募集の内容としては、職種は実習助手、その内訳として、一般、工業、水産、それぞれに障がいのある方を対象とした選考も併せて行う予定にしている。昨年度は農業の実習助手と寄宿舎指導員の選考試験を実施しているが、この種別については、隔年ということにしている。

3 出願資格については、記載のとおりである。実習助手であるので、18歳以上からの受験が可能ということになっている

4 採用予定者数については、各種別とも若干名を見込んでいる。

5 出願期間については、令和5年9月26日月曜日から10月10日月曜日までである。9月1日には実施要綱の配布、ホームページへのアップを予定している。教員採用試験の合格発表が10月5日であるので、その結果を見てからこちらに出願することも可能な期間を設けている。

6 選考試験についてである。試験日は10月29日土曜日、会場は松江工業高校である。試験内容について一般の実習助手においては、理科の実験や情報の授業の補助、総合的な探究の時間の実習に係る職務が多いことから、論文、面接、パソコン実技、理科やICT

に関する内容の総合実技の試験を行う。工業、水産においては、専門教養、面接、パソコン実技、専門実技の試験を行う。なお、障がいのある方を対象とした選考においては、各種別に準ずる試験を行う。

次のページ御覧いただきたい。7 選考に当たって考慮する事項である。募集種別ごとに、資料の表のカッコ内の高等学校教諭の普通免許状を所有していることや、一般の実習助手においては、社会教育士の称号等を効力としている。また、新たに考慮事項としたのが③になる。2030年に本県で開催予定の国スポ、障スポに向けて競技者もしくは指導者を確保していくという観点から顕著な実績がある場合にはそれを考慮する事項としたところである。

8 選考結果の通知は11月25日を予定している。

○原田委員 出願資格の3番目の所でお伺いしたい。障がいのある方で、身体障がい、あるいは精神障がい、発達障がい、知的障がいの障害者手帳のある方が、対象になっているが、今、島根県ではその障がいある方の実習助手というのが、どれぐらいおられて、どういう障がいの方が、私が今、認識のある方は、聴覚障がいの実習助手は分かるが、他の障がいのある方が島根県で採用されているのかどうかというという、現状を教えてください。

○伊藤学校企画課調整監 聴覚障がいの実習助手の方が3名はいらっしゃる。それとは別に、発達障がいというか、事故の後で障がいをおった方が2名はいらっしゃる。

———原案のとおり議決

#### 議決第10号 令和5年度島根県教育職員（理療科教諭・理療科実習助手）採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○伊藤学校企画課調整監 資料の12ページを御覧いただきたい。今年度末に退職予定があることからの実施計画となる。

1の目的、2の出願資格については記載のとおりである。なお、理療科実習助手の出願資格にある三師免許状とは、「あはき」とも言われるが、あんま、針、灸の免許状のことである。

3 採用予定人員については理療科教諭、実習助手の方に若干名を見込んでいる。

4 出願期間については、令和4年10月17日月曜日から10月31日までを予定している。

5 選考試験についてである。試験日は12月1日、会場は県職員会館ということで考

えている。試験内容は専門教養、個人面接、専門実技試験を行なう。

6 選考結果の通知は12月20日を予定している。

○原田委員 理療科の先生方は本当に得難い方々で、昔から採用するのも大変だったと思う。例えば、今、島根県ではなく、他県で、島根県出身者でやっていたら、過去に受験され、戻ってこられたような採用試験があった。そのときには、企画の担当が熊本まで行って話をされたということもあった。これをするときに、ある程度その見込みが立つのか。

もう一つは茨城県につくば技術短期大学、聴覚・視覚の生徒が学ぶ場がある。そこにいる島根県出身の学生も当時確認しておいて、受験をしてもらえるだろうかというようなことも期待があるが、そういった方の見込みたいなものはあるか。

○伊藤学校企画課調整監 島根県出身の他県での正規理療科教諭については、今のところ把握できていない。今まではベテランの先生方からの人脈で、そういう話もあったが、今はそういった情報がない状態になっている。それで、今、筑波大学の理療科教員養成施設でしか、理療科教諭の免許が採れない形になっており、いつかは、実習助手でやって何年かしたらという仕組みがあったが、これも廃止されたので、今はこちらしかないということで連絡を取っている。ここの卒業生で島根県出身ではないが、他県では正式採用ではない形での雇用がされているようで、そういった方たちの情報も提供していただき、採用の担当の先生とも連絡を取っている。それから実習助手に関しては筑波技術大学になるので、保健科学部の先生と連絡を取って、今も、学生さんたちに、島根県で募集があると話をしている。

———原案のとおり議決

### 協議第3号 令和5年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

———資料により協議

### 報告第29号 令和4年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○小畑総務課長 14ページをお願いします。資料の内容に入る前に、教育者表彰について簡単に御説明すると、学校教育の振興に関し特に功績顕著な教育者を文部科学大臣が表彰する制度で、表彰対象者は国公立及び私立の学校の現職の校長、園長、及び教員ということになる。ただし、大学及び高等専門学校を除く。そういう条件で選ばれるが、このたび、

国から本県の表彰者の決定の連絡があった。決定があった方は3名であり、資料のとおり、県立出雲高等学校の多々納雄二校長、松江市立内中原小学校の越野和胤校長、そして教育センターの村本愛治所長である。資料の3について簡単に触れると、多々納校長は、教育指導課長の実績のほか、校長としてグランドデザインに基づいた学校経営により、トップサイエンティストの育成を掲げ、SSH、スーパーサイエンスハイスクール事業への申請に向け、強い指導力を発揮していることなどが評価された。越野校長は、校長として学校の組織改革を進め、学年部を基とした校内組織の見直しや教職員の働き方改革に取り組み、課題解決に卓越した手腕を発揮していることなどが評価された。村本所長は、校長として図書館活用による授業実践の推進など、主体的、意欲的に学習活動に取り組む生徒の育成に努められたほか、センター長としては、コロナ禍で制約がある中、オンライン配信等を活用し、教職員の資質能力向上に尽力されたことが評価された。なお、表彰式は資料の2に記載のとおり、令和4年9月5日に「学制150年記念式典」内で実施予定となっている。また、現時点で報道解禁日が確定していないので、部外秘での取り扱いをお願いします。

———原案のとおり了承

### 報告第30号 島根県手数料条例の一部改正について（学校企画課）

○和田学校企画課調整監 15の1ページを御覧いただきたい。1 改正理由であるが、先般、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立し、教育職員免許の更新制が廃止されることとなった。これに伴って、県の手数料条例に定められた教育職員免許に係る手数料に関して、必要な改正を行うものである。

2 条例の概要についてだが、15の3ページ及び15の4ページを御覧いただきたい。一覽に載せているとおり、現在、手数料条例には教育職員免許に係る30件の手数料が定められている。教育職員免許の更新制の廃止に伴い、更新制にかかる手続きが不要となったため、これらに関する手数料については廃止。関連法令の改正により生じる引用条項などのずれを修正するものである。

3 施行期日については、15の1ページへお戻りいただきたい。法令は今年の7月1日からすでに施行となっているので、公布の日からの施行としたいと考える。

4 参考だが、教育職員免許更新制の解消と今後の免許状の取り扱いということで載せているが、簡単に御説明する。（1）教育職員免許更新制について、これは平成21年4月1日から導入されたものである。目的は教員として必要な最新の知識技能を身につける

こと、新免許状保有者の免許状には10年間の有効期間が付されることになった。そして、10年ごとに30時間以上の更新講習の受講・終了をもって更新をしていくというものである。旧免許状を持っている者に対する更新の義務があった。これらが今回の法改正とともに、新たな教師の学びの姿を実現するために発展的に解消されることになった。(2)今後の免許状の取り扱いについてである。令和4年4月1日時点で有効な免許状は手続きなく有効期限のない免許状となる。15の2ページを御覧いただきたい。7月1日より前に失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与の申請を行うことで、有効期限のない免許状が授与されることとなる。失効した免許状を授与した都道府県への再授与申請に関しては、過去に申請された免許状であるということから、申請書類の簡素化が可能であるとされており、島根県としても具体的な手続きをなるべく簡素化することを検討している。説明については以上であるが、15の5から15の9ページに新旧対照表をつけている。

○池田委員 15の2ページの令和4年7月より前に失効した方が島根県におられるか。

○和田学校企画課調整監 具体的に何人という人数まで把握はしていないが、実際にはおられると思う。

○池田委員 その方が復帰したらよい。

○和田学校企画課調整監 申請をしていただくことで、再度免許状が持てることとなるので、なるべく簡単な手続きで、していただける方をお願いしたいということで、声掛け等をしている。

○池田委員 声掛け等をされるということか。

○和田学校企画課調整監 7月1日に山陰中央新報に広告も出させていただいた。

○池田委員 問い合わせはあったか。

○和田学校企画課調整監 何件かこちらの免許担当の方へ直接連絡をいただいた方はいらっしゃる。3、4人ぐらいであった。この手続きはどういうふうになればいいんだという問い合わせはあったようだ。

○林委員 15の2ページ、最後のところで、再授与申請手続きを行うことで有効期限のない免許状の授与に関しては手数料が発生するか。

○和田学校企画課調整監 これについては、手数料が発生することになるのではないかなと思うが、それも含めて今検討している。

○林委員 なるべく手続きしやすい形になればと思う。

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時55分